

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

平成22年3月31日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第13号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正
する。

第4条の3第2項及び第3項を次のように改める。

2 条例第14条第2項及び第6項に規定する別に定める勤務は、次の
各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務
とする。

(1) 正規の勤務時間（条例第26条の規定により定められた勤務時間
をいう。以下同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部
を第6条第2項の規定の適用を受ける教職員として勤務をした者
（別に定める教職員を除く。） 次に掲げる日

ア 当該勤務した月における日曜日

イ 当該勤務した月における週休日の振替（条例第26条第5項の
規定により勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた
勤務時間を同項に規定する勤務することを命じる必要がある日に

割り振ることをいう。以下同じ。)により週休日に変更された日
(勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。)

(2) 前号に掲げる教職員以外の教職員 前号に掲げる教職員との権衡
を考慮して別に定める日

3 条例第14条第5項に規定する別に定める時間は38時間45分と
し、同項に規定する別に定める割合は100分の25とする。

第7条第2項中「(条例第26条第5項の規定により勤務日を週休日
に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項に規定する勤務す
ることを命じる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)」を
削り、「(同項)」を「(条例第26条第5項)」に、「条例第26条第5項
に」を「同項に」に改める。

第8条第1項中「よる代休日」の右に「(以下「代休日」という。)」
を、「祝日法による休日等」の右に「及び条例第27条の3第1項に規
定する時間外勤務代休時間が指定された日」を加える。

第8条の3を第8条の4とし、第8条の2を第8条の3とし、第8条
の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間の指定)

第8条の2 条例第27条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間
(以下「時間外勤務代休時間」という。)は、条例第14条第2項に
規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において
「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする
2月後の日までの期間内において指定する。

- 2 条例第27条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間を指定する場合には、前項に規定する期間内にある正規の勤務時間が割り振られた日（週休日、祝日法による休日等及び代休日を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における条例第14条第2項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。
- (1) 条例第14条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（第3号に掲げる時間を除く。）当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
 - (2) 条例第14条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
 - (3) 条例第14条第4項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
 - (4) 条例第14条第5項に規定する勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- 3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、

当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

4 条例第27条の3第1項の規定により1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある正規の勤務時間が割り振られた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、業務の運営並びに教職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認められる場合は、この限りでない。

5 教職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 条例第27条の3第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした教職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該教職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

第10条第1項ただし書中「公務上の負傷又は」を「公務上の負傷若しくは」に改め、「含む。）」の右に「又は通勤（地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病（派遣職員の通勤による負傷又は疾病を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)